

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

令和7年7月2日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

厚生年金保険関係 2件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国民年金関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受)第2400270号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(厚)第2500005号

第1 結論

- 1 請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日(令和3年5月1日)及び取得年月日(令和4年10月1日)を取り消し、令和3年5月から令和4年9月までの標準報酬月額を、令和3年5月は13万4,000円、同年6月及び同年7月は15万円、同年8月は13万4,000円、同年9月から令和4年3月までは15万円、同年4月から同年8月までは16万円、同年9月は24万円とすることが必要である。
- 2 請求期間②のうち、請求者のA社における令和3年5月1日から令和4年4月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。
事業主は、請求者に係る令和3年5月1日から令和4年4月1日までの訂正後の期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。
- 3 請求期間②のうち、請求者のA社における令和4年4月1日から同年10月1日までの期間については、本件訂正請求日(令和6年5月7日)以降に厚生年金保険の保険料を徴収する権利が時効により消滅した期間であることから、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。
- 4 その他の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和62年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 令和3年2月26日から同年3月1日まで
② 令和3年5月1日から令和4年10月1日まで

私はA社に令和3年2月26日から令和5年5月31日まで勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録によると、請求期間①は記録がなく、請求期間②は保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっている。

調査の上、請求期間①及び②に係る厚生年金保険の被保険者記録を訂正し、年金額に反映し

てほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間②のうち、令和3年5月1日から令和4年4月1日までの期間について、請求者から提出された給料支払明細書（写）（以下「給料支払明細書」という。）及び外国人技能実習制度における受入れ元監理団体であるB監理団体（以下「監理団体」という。）の回答から判断すると、請求者は、当該期間も継続してA社に勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を同社の事業主（以下「事業主」という。）により給与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は本来の報酬月額（標準報酬月額の改定又は決定の基礎となる月の報酬月額のことをいう。以下同じ。）若しくは報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の令和3年5月から令和4年3月までの期間に係る標準報酬月額については、給料支払明細書により確認できる厚生年金保険料控除額及び報酬月額から、令和3年5月は13万4,000円、同年6月及び同年7月は15万円、同年8月は13万4,000円、同年9月から令和4年3月までは15万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、令和3年5月1日から令和4年4月1日までの期間について、当初、請求者の厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を令和3年5月1日とする健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届を年金事務所に対し誤って提出し、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に請求者の喪失年月日を令和5年6月1日に訂正する旨の届出を提出しており、当該期間に係る厚生年金保険料については納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の令和3年5月1日から令和4年4月1日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（年金事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間②のうち、令和4年4月1日から同年10月1日までの期間について、当該期間は、本件訂正請求日（令和6年5月7日）において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であることから厚生年金保険法が適用される期間であるところ、給料支払明細書、年金事務所から提出された請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失訂正届（写）及び監理団体の回答から判断すると、請求者は、当該期間も継続してA社に勤務し、事業主から給与の支払を受けていたことが認められる。

また、請求者の令和4年4月から同年9月までの期間に係る標準報酬月額については、給料支払明細書により確認できる当該期間に係る本来の報酬月額から、同年4月から同年8月までは16万円、同年9月は24万円とすることが必要である。

3 請求期間①について、監理団体の回答から判断すると、請求者は、当該期間において、A社に在籍していたことが認められる。

しかしながら、事業主は、当時の事務担当者は退職しているため、請求期間①当時の勤務実態等については不明である旨回答及び陳述している上、請求者及び事業主から給料支払明細書等の資料が提出されていないことから、請求者の請求期間①における報酬月額及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、請求者の請求期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受)第2400271号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(厚)第2500006号

第1 結論

- 1 請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日(令和3年5月1日)及び取得年月日(令和4年10月1日)を取り消し、令和3年5月から令和4年9月までの標準報酬月額を、令和3年5月は13万4,000円、同年6月及び同年7月は15万円、同年8月は14万2,000円、同年9月から令和4年3月までは15万円、同年4月から同年8月までは17万円、同年9月は24万円とすることが必要である。
- 2 請求期間②のうち、請求者のA社における令和3年5月1日から令和4年4月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。
事業主は、請求者に係る令和3年5月1日から令和4年4月1日までの訂正後の期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。
- 3 請求期間②のうち、請求者のA社における令和4年4月1日から同年10月1日までの期間については、本件訂正請求日(令和6年5月7日)以降に厚生年金保険の保険料を徴収する権利が時効により消滅した期間であることから、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。
- 4 その他の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 平成6年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 令和3年2月26日から同年3月1日まで
② 令和3年5月1日から令和4年10月1日まで

私はA社に令和3年2月26日から令和5年5月31日まで勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録によると、請求期間①は記録がなく、請求期間②は保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっている。

調査の上、請求期間①及び②に係る厚生年金保険の被保険者記録を訂正し、年金額に反映し

てほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間②のうち、令和3年5月1日から令和4年4月1日までの期間について、請求者から提出された給料支払明細書（写）（以下「給料支払明細書」という。）及び外国人技能実習制度における受入れ元監理団体であるB監理団体（以下「監理団体」という。）の回答から判断すると、請求者は、当該期間も継続してA社に勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を同社の事業主（以下「事業主」という。）により給与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は本来の報酬月額（標準報酬月額の改定又は決定の基礎となる月の報酬月額のことをいう。以下同じ。）若しくは報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の令和3年5月から令和4年3月までの期間に係る標準報酬月額については、給料支払明細書により確認できる厚生年金保険料控除額及び報酬月額から、令和3年5月は13万4,000円、同年6月及び同年7月は15万円、同年8月は14万2,000円、同年9月から令和4年3月までは15万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、令和3年5月1日から令和4年4月1日までの期間について、当初、請求者の厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を令和3年5月1日とする健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届を年金事務所に対し誤って提出し、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に請求者の喪失年月日を令和5年6月1日に訂正する旨の届出を提出しており、当該期間に係る厚生年金保険料については納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の令和3年5月1日から令和4年4月1日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（年金事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間②のうち、令和4年4月1日から同年10月1日までの期間について、当該期間は、本件訂正請求日（令和6年5月7日）において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であることから厚生年金保険法が適用される期間であるところ、給料支払明細書、年金事務所から提出された請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失訂正届（写）及び監理団体の回答から判断すると、請求者は、当該期間も継続してA社に勤務し、事業主から給与の支払を受けていたことが認められる。

また、請求者の令和4年4月から同年9月までの期間に係る標準報酬月額については、給料支払明細書により確認できる当該期間に係る本来の報酬月額から、同年4月から同年8月までは17万円、同年9月は24万円とすることが必要である。

3 請求期間①について、監理団体の回答から判断すると、請求者は、当該期間において、A社に在籍していたことが認められる。

しかしながら、事業主は、当時の事務担当者は退職しているため、請求期間①当時の勤務実態等については不明である旨回答及び陳述している上、請求者及び事業主から給料支払明細書等の資料が提出されていないことから、請求者の請求期間①における報酬月額及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、請求者の請求期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受)第2500002号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(国)第2500005号

第1 結論

昭和*年10月から昭和48年1月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和*年10月から昭和48年1月まで

私は、昭和42年4月に結婚し、A市B区C町のD社E社宅へ入居した。実家が自営業だったため国民年金への加入を強く勧められており、A市F区ができた昭和*年頃に任意加入したと思う。加入手続をした場所は覚えていないが、ベージュ(又はクリーム色)の国民年金手帳を発行され、国民年金保険料は月額400円くらいだったと記憶している。その手帳は、夫の遺族年金の手続が完了した後、破棄してしまったが、手書きで金額を書いた紙が毎月貼られていた。

請求期間の国民年金保険料を納付したはずなので、調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、A市F区ができた昭和*年頃に国民年金に任意加入し、請求期間の国民年金保険料を納付したと思うと主張している。

しかしながら、請求期間当時、被用者年金制度の加入者の配偶者である請求者が国民年金に加入するには、制度上、加入の申出をした日から任意加入することになるところ、国民年金手帳記号番号払出簿によると、請求者の国民年金手帳記号番号(*)は、A市B区に払い出された記号番号の一つであり、備考欄に「任意加入 S48.2.13 受付」と記載されていることから、請求者の主張する加入手続時期と相違している。

また、オンライン記録によると、上記受付日は、請求者の国民年金の被保険者資格取得日と一致していることが確認できる上、制度上、任意加入適用期間である請求期間に遡って国民年金の被保険者資格を取得することはできず、当該受付日より前に国民年金に加入した形跡が見当たらないことから、当該期間は、国民年金に任意加入する前の未加入の期間であり、請求者は国民年金保険料を納付することができない。

さらに、請求者は、請求期間中の昭和 47 年頃にA市F区から同市B区（現在のG区）へ転居した旨陳述しているところ、F区、B区及びG区は、いずれも請求期間当時の国民年金に関する届出及び国民年金保険料の納付状況を確認できる資料を保管していない旨回答している。

加えて、請求者の主張のとおり、請求期間の国民年金保険料を納付するには、請求者に別の国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、社会保険オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査の結果、請求者に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

そのほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受)第2500003号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(国)第2500006号

第1 結論

昭和53年10月から昭和59年9月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和53年10月から昭和59年9月まで

私は、昭和53年10月9日に会社を退職後すぐに自宅近くのA市B区役所で、国民年金の加入手続きを行い、送られてきた納付書に現金を添えて、同区役所の窓口で毎月納付していたが、請求期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、昭和53年10月9日に会社を退職後すぐに自宅近くのA市B区役所で、国民年金の加入手続きを行った旨主張しているところ、請求者の国民年金の加入手続き時期は、請求者から提出された年金手帳(写)に記載されている国民年金手帳記号番号(*)の前後の番号が付与された任意加入被保険者の資格取得日から、昭和61年1月ないし同年2月頃と推認され、請求者の主張する加入手続き時期と一致しない。

また、請求者は、請求期間の国民年金保険料について、A市B区役所の窓口で毎月納付した旨主張しているが、請求者は、前述の推認される加入手続き時期まで国民年金に未加入であり、請求期間当時において、請求期間に係る保険料を納付することはできず、当該期間のうち一部期間については、過年度納付が可能であるが、請求者は遡って保険料を納付していない旨陳述している。

さらに、請求者の主張のとおり、請求期間の国民年金保険料を納付するには、請求者に別の国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、請求者は、所持している年金手帳は1冊のみであると陳述している上、社会保険オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査の結果、請求者に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡は見当たらない。

加えて、A市B区は、請求期間当時の国民年金に関する届出及び国民年金保険料の納付状況を確認できる資料は保管していない旨回答している。

そのほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。